

# 回答書

令和5年9月8日

神奈川県知事 黒岩 祐治

駐車場施設設置場所の貸付け（令和5年8月25日付け公告分）

に係る質問について、次のとおり回答します。

1	質問項目	(資料名)	一般競争入札による駐車場施設設置場所の貸付の入札説明書	(ページ)	3
		(事業者募集要項に記載がないものは、質問のタイトルを記載)			
		4 (3) 入札当日の持ち物 委任状について			
	質問内容	法人の場合、代表者（社長）が本人であり、入札に参加する者が社長以外（社員）である場合、当該社員に対し、社長の委任状が必要になる、という認識で間違い無いでしょうか。			
	回答	お見込みのとおりです。			
2	質問項目	(資料名)	一般競争入札による駐車場施設設置場所の貸付の入札説明書	(ページ)	3
		(事業者募集要項に記載がないものは、質問のタイトルを記載)			
		5 (2) 提出書類について			
	質問内容	入札参加申請書と同時に提出する誓約書は、神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書（落札候補者が提出）を除く、という認識で間違い無いでしょうか。また、本誓約書を含む全ての書類（入札参加申請書・誓約書×②・委任状等）は、土地賃貸借契約書を除き、全て押印不要という認識で間違い無いでしょうか。			
	回答	前段・後段双方について、お見込みのとおりです。			
3	質問項目	(資料名)	一般競争入札による駐車場施設設置場所の貸付の入札説明書	(ページ)	5
		(事業者募集要項に記載がないものは、質問のタイトルを記載)			
		7 (5) 入札方法について			

	質問内容	ウに、入札書は、折って投函、とありますが、封筒に入れる等は不要でしょうか。必要であれば、形式等、ご教示下さい。		
	回 答	入札書は入札函に投函後、ただちに開封されます。 折って金額等の内容が見えない状態にして投函していただければ足りしますので、封筒に入れる必要はありません。		
4	質問項目	(資料名)	一般競争入札による駐車場施設設置場所の貸付の入札説明書	(ページ) 6
		(事業者募集要項に記載がないものは、質問のタイトルを記載) 9 (3) 提出書類について		
	質問内容	落札候補者の追加書類提出は、開札後即日でも問題ないでしょうか。		
	回 答	問題ありません。		
5	質問項目	(資料名)	一般競争入札による駐車場施設設置場所の貸付の入札説明書	(ページ) 6
		(事業者募集要項に記載がないものは、質問のタイトルを記載) 10 (2) 契約書締結について		
	質問内容	落札者は落札決定の日から7日以内に、と記載がありますが、これは社印捺印後の提出までの期限で間違いないでしょうか。県作成契約書の受領日より、又は、カレンダーによる日程の猶予はありますでしょうか。 (3)の落札者の責によるものではない、という解釈で宜しいでしょうか。		
	回 答	落札決定日を基準として、県が送付する契約書に代表者印を押印の上、提出する期限が7日以内となります(土日祝日を含みます。)		
6	質問項目	(資料名)	一般競争入札による駐車場施設設置場所の貸付の入札説明書	(ページ) 6
		(事業者募集要項に記載がないものは、質問のタイトルを記載) 11 事業計画について		
	質問内容	事業計画書は、記載通りの内容を網羅していれば、特段、県指定の書式等はない、という認識で宜しいでしょうか。		
	回 答	県指定の様式はございません。		

		(資料名)	土地賃貸借契約書 (案)	(ページ)	1
	質問項目	(事業者募集要項に記載がないものは、質問のタイトルを記載) 第6条 数量の不足の考え方について			
7	質問内容	数量の不足があっても、貸付料の減免等はない、とありますが、仕様書別記3の県警使用部分の変更（貸付対象地の面積の変更）の場合はその限りではない、という認識で問題ないでしょうか。			
	回答	仕様書別記3 県警使用部分を変更する場合、契約書第 25 条に基づき協議し、協議が整えば賃貸借に係る数量を変更すると共に貸付料の見直しを行います。			

(注) 欄が不足する場合は、適宜欄を追加してください。